

「給食無償化」に関する課題の整理について

令和6年12月27日

初等中等教育局健康教育・食育課

こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)

Ⅱ. こども・子育て政策の強化:3つの基本理念

1. こども・子育て政策の課題

(3) 子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する

- また、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。

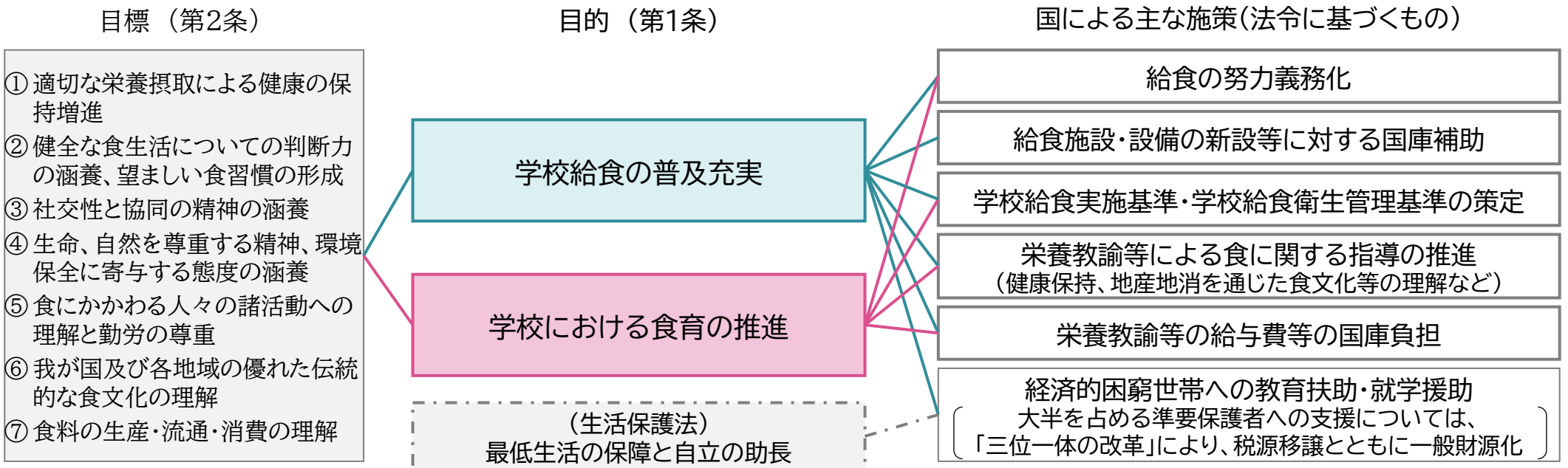
その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。

「給食無償化」に関する課題の整理

学校給食の経緯

明治22年(1889年)	山形県鶴岡市の私立小学校において、仏教慈善団体が、貧困児童への就学奨励のために実施。
昭和7年(1932年)	国庫補助による給食を初めて実施。(当初の対象は貧困児童であり、その後、栄養不良児、身体虚弱児に拡大。)。第二次大戦の深刻化とともに中止。
昭和21年(1946年)	文部・厚生・農林3次官通達の発出(「学校給食実施の普及奨励について」)。極度の食糧不足に対処し発育の助長と健康保持を目指し、昭和22年1月、全国の児童を対象に給食が再開。 ※給食費については実費徴収とし、生活保護世帯については、生活保護法による生活扶助費により負担。
昭和29年(1954年)	学校給食法制定 (当初は小学校段階が対象であり、昭和31年に中学校段階まで拡大。また、昭和31年に夜間定時制高校、昭和32年に盲・ろう・養護学校(当時)の幼稚部・高等部を対象とする法律が制定。)
昭和31年(1956年)	学校給食法の改正により、 要保護、準要保護者の給食費支援に対する国の補助規定 を創設。
平成17年(2005年)	「三位一体の改革」により、 準要保護者の就学援助に対する国の補助規定を削除 。税源移譲し、一般財源化(地方交付税措置)。
平成17年(2005年)	食育基本法が制定され、食育推進会議を内閣府に設置(その後農水省に移管。)。給食における地産地消を推進。
平成20年(2008年)	学校給食法の改正により、給食の目的・目標に、 食育の観点 を追加。

学校給食法の目的・目標と主な施策



自治体独自の「給食無償化」の実施状況（令和5年9月1日時点）

- 令和5年9月1日時点で自治体独自の無償化を実施していた自治体は、722/1,794自治体。うち、**547自治体(約30%)**において、給食を実施するすべての小中学校の児童生徒を対象に無償化を実施。
- 財源として、自己財源と回答した自治体が多く(722自治体中475)、次いで、地方創生臨時交付金(同233)、ふるさと納税(同74)、都道府県からの補助(同52)。
- **9割を超える自治体**(722自治体中652)で、「給食無償化」の目的として、**子育て支援**(現在児童生徒がいる家庭に対する支援)を掲げている。次いで、**少子化対策**(子供の増加を期待した支援)、**定住・転入促進**を掲げる自治体がそれぞれ約1割。**食育の推進を掲げる自治体は5%未満**。
- 成果目標を設定している自治体は97(無償化実施自治体の13.4%)。
- 成果検証・評価を実施する自治体は、「実施済」「実施予定有」を合計しても、119(無償化実施自治体の16.5%)。

学校給食に関する経費の負担(学校給食法等におけるこれまでの整理)

- 学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費及び人件費は、**学校設置者の負担**（県費負担教職員である栄養教諭・学校栄養職員は都道府県）。
- **食材費は保護者負担**。 ※ただし、自治体等による補助を妨げるものではない。
- 経費負担の在り方について、過去には以下のように整理されている。

●義務教育諸学校等における学校給食の改善充実方策について(答申)(昭和45年2月28日 保健体育審議会)

保護者の負担とされている学校給食費を公費で負担すべきという意見もあるが、経費負担は責任分担の問題でもあり、学校給食は学校の設置者と保護者とが協力してはじめてよくその目的を達しうるものであると考えられる。

したがって経費負担に関しても両者がその責任を分担すべきものとするのが適当である。その分担関係をいかようにするかについては絶対的な基準が存在するわけではないが、学校における他の諸経費の例からみても、施設設備費、職員給与費は公費負担とすることが順当であろう。

また、その残余(主として食材料費)を保護者負担とすることは、食費が一般的には個人の負担に帰すべきものであり、また、まとめて食材料を調達すること等の効果により、ここに食事する場合にくらべて経済的に負担が軽減されている等のことからみて、無理のないことであろう。

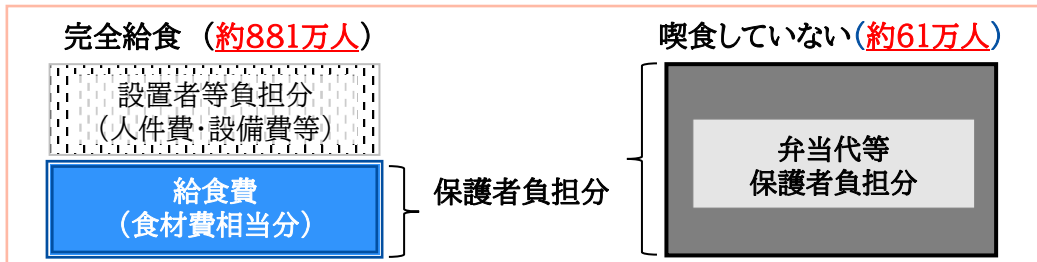
もっとも生活困窮者で学校給食費の負担にたえないものに対しては、従来どおり特別の助成措置を講ずる必要がある。なお、近時、社会政策の一環として児童手当の創設が検討されている。このような大きな社会政策との関連をも考慮すれば、学校給食費の公費負担という考えも論議になりうることではあるが、このことは学校給食の改善充実の観点のみからではなく、さらに観点を広げて検討すべききわめて大きな政策課題であると考えられるので、本審議会としては、今日の段階ではとりあげて論議をすることをさしひかえた。

「給食無償化」に関する課題

- **学校給食法の目的・目標**は、適切な栄養摂取による児童生徒の心身の健全な発達や、給食を通じた食に関する理解や判断力の育成である。この目的・目標を実現するため、給食実施に対する諸施策や、経済的困窮により給食費の支払いが困難な世帯に対する負担軽減を進めている。
- 一方、(中高所得者世帯を含む)全員を対象にした給食無償化は、一部の自治体において、「子育て支援」や「少子化対策」の目的で実施され、結果的に保護者世帯の所得増加をもたらす施策であり、給食の目的・目標の実現とは異なる。
- このため、「給食無償化」については、子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付として捉えた際の課題を、以下のとおり整理。

児童生徒間の公平性

- 給食未実施校の児童生徒や、給食実施校でも給食を喫食しない児童生徒(弁当持参の場合、中学校などで選択制の給食を実施する場合、不登校の場合など)などに恩恵が及ばない
- ※ 一部自治体では、「子育て支援」の観点から、給食を喫食しない児童生徒に対する代替手段として、給食費相当の金銭を給付



- 学校給食費(実際に保護者が支払った額ではなく、食材費に相当する金額)の月額平均は、都道府県間で1.4倍弱の開き

滋賀3,933円	小学校平均 4,688円	福島5,314円
滋賀4,493円	中学校平均 5,367円	富山6,282円

格差是正策としての妥当性

- 経済的困窮世帯(約14%)については、既に生活保護による教育扶助・就学援助により基本的に無償化。給食無償化の範囲の拡大は、経済的困窮世帯に対しては追加的な恩恵はなく、格差是正の観点に乏しい

国と地方の役割分担

- 給食費支援の大半を占める準要保護世帯に対する就学援助は、平成17年の「三位一体の改革」により、税源移譲とともに、一般財源化。国と地方の役割分担については、こうした経緯も踏まえる必要がある
- ※ 自治体の財政力格差の観点から、国による一律の無償化を求める主張もある。一方、財政力指数が高いほど、独自の給食無償化を実施している割合が高い、との傾向はみられない

財政力指数	小中ともに完全無償化	校種限定・条件付きなど	無償化していない
0.25未満	49.6%	1.1%	49.3%
0.25~0.5未満	33.4%	8.6%	57.9%
0.5~0.75未満	21.7%	14.4%	63.9%
0.75~1未満	15.6%	16.8%	67.6%
1以上	24.6%	14.5%	60.9%

効果的な少子化対策

- 公立に限っても、義務教育諸学校及び特別支援学校(幼稚部・高等部)の給食費(※実際に保護者が支払った額ではなく、食材費に相当する金額)の合計額は、約4,832億円(推計)であり(教育扶助や就学援助が適用されている児童生徒の分も含む)、「給食無償化」の拡大には、安定的な財源の確保を要する
- 少子化をめぐる状況は地域によって異なっており、限られた財源の中で、「給食無償化」が少子化対策としてより効果的な施策であるか否か、との観点からの検討が必要

- ※ 自治体独自の給食無償化について、「子育て支援」「少子化対策」の観点から、成果目標の設定や検証等を実施した自治体は少数